

令和4年11月4日

印旛地区教育研究会各研究部長 様

印旛地区教育委員会連絡協議会

会 長 佐 藤 勲

(公印省略)

令和4年度印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者の推薦
について(依頼)

このことについて、各市町教育委員会へ推薦を依頼しているところですが、視野を広げ、推薦候補者の幅を拡大するためにも貴教育研究部からの推薦がございましたら参考にさせていただきたいと存じます。

つきましては、下記のとおりよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

1 推薦内容

- (1) 推薦に当たっては、別添表彰内規をご参照ください。
- (2) 印教研会長から各研究部長に調査依頼をしていただきます。
- (3) 候補者については、ある程度の教職経験は必要ですが、優れた功績のある方を推薦してください。

2 推薦方法

- (1) 各研究部長から「功績調書」(様式2)を印教研会長へ令和4年11月30日(水)までに提出していただきます。
- (2) 印教研会長から関係市町教育長へ(該当職員が在籍する市町へ「功績調書」を添えて)推薦依頼をお願いいたします。
- (3) 印教研会長から各市町教育長へ令和4年12月9日(金)までに「功績調書」(様式2)を提出してください。

3 その他

*既に受賞された方は、該当いたしません。

印旛地区教育委員会連絡協議会表彰規程

[趣旨]

第1条 この規程は、印旛地区における教育学術の振興に功績のあった、個人の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

[表彰を受ける者]

第2条 表彰は、管内小中学校の教職員で、次の各号に該当する者について、これを行う。

- 1 印旛地区に、長期にわたり勤務し、印旛教育に多大に貢献した者
- 2 有益な研究考案、または発明をし、印旛教育に貢献した者
- 3 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者

[表彰を受ける者の決定]

第3条 市町の教育委員会は、第2条各号に該当する者があると認めるときは、その功績調書及び履歴書を添えて具申することができる。

第4条 表彰を受ける者は、第2条各号に掲げる者について、事務局が作成し、提出する候補者名簿により、受賞者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が決定する。

第5条 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- ・ 北総教育事務所長、次長、管理課長 ・ 印教連代表 ・ 校長会代表

[表彰の方法]

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

[表彰の期日]

第7条 表彰は、毎年2月に行う。ただし、特に必要があるときは臨時に行うことがある。

[追彰]

第8条 市町の教育委員会は、第4条に規定する選考委員会後に、死亡等により退職した者のうち、第2条に該当すると認めるときは、第3条の規定により具申することができる。

- 2 前項のうち、第4条により選考委員会が決定した者は、第7条に規定する表彰の期日に表彰する。死亡した者への表彰は、その遺族に表彰状を授与する。

[表彰の取り消し]

第9条 表彰を受けた者が懲戒処分を受け、また表彰された者としてふさわしくない非行があった場合、表彰を取り消し、表彰状を返却させる場合がある。

[附則]

この規程は、昭和43年12月25日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日、一部改正する。

この規程は、平成7年11月22日、一部改正する。

この規程は、平成16年10月8日、一部改正する。

この規程は、平成23年4月26日、一部改正する。

この規程は、平成26年2月4日、一部改正する。

この規程は、平成27年4月1日、一部改正する。

この規程は、令和2年1月31日、一部改正する。

表 彰 規 程 内 規

- 1 第2条関係 教職員とは県費負担教職員、任命権者が市町である教職員を言う。
また、死亡等により退職した者も含む。

2 第2条第1項関係

- (1) 長期にわたる勤務とは、30年以上の勤務者で、下記要件のいずれかに該当するものとする。
- ①管理職にあつては印旛地区在勤10年以上であること。
 - ②一般教職員にあつては、印旛地区在勤20年以上であること。
 - ・前各号については、断続勤務者も表彰に該当するものとする。
 - ・印旛地区小・中学校の講師経験も含むものとする。
- (2) 多大に貢献した者とは、以下のいずれかに該当するものとする。
- ①学校経営に卓越していること。
 - ②教育行政に携わり学校教育に貢献していること。
 - ③教育団体の役職を担い、印旛教育に貢献していること。
 - ④前号の外、特に顕彰することが適当と認めるもの。

3 第2条第2項関係

有益な研究考察、発明をし、印旛教育に貢献した者とは、下記要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 印教連指定研究校における研究提案及び、研究推進の中心となり、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。
- (2) 印旛地区教育研究会等における優れた研究提案者で、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。
- (3) 文部科学省、県指定研究校における優れた研究提案及び、研究推進の中心となり、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。
- (4) 市町単位の研究指定校で、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。
- (5) 学校自主公開研究等における有益な研究提案者で、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。
- (6) 国、県及び研究推進団体における募集論文等、独自の教材・教具の発明開発において表彰され、その研究実績が、印旛教育に貢献したと認める者。

4 第2条第3項関係

表彰することが適当と認められる功績があつた者とは、下記要件に該当するものとする。

- (1) 個人的な指導ではあるが、運動・技術・芸能等の具体的な指導により、優れた功績があつたものと認められる者。
- (2) 学校経営に卓越した力を発揮し、印旛教育に貢献したと認められる者。

- 5 第3条関係 (1) 印旛地区教育研究会も具申できるものとする。この場合、該当市町教育委員会を経由するものとする。
- (2) 管外に転出した者で、規程第2条各号に該当する者があると認めるときは、印旛地区内の最後に属した市町教育委員会が具申できるものとする。
- (3) 第2条に該当する者で、過去に懲戒処分を受けた者は、原則として、表彰するに値しない。ただし、処分事由が本人に起因するものではない場合は、市町の教育委員会は選考委員会に具申することができる。
- 6 第4条関係 表彰選考にあたり、県及び他の団体の受賞に関係なく決定する。
- 7 第5条関係 選考委員会の委員とは、
- (1) 北総教育事務所長、次長、管理課長とする。
- (2) 印教連代表は、1部会から1名、2部会から1名、3部会から1名、4部会及び5部会から1名の計4名とする。
- (3) 校長会代表は、1名とする。
- (4) 印教連会長は選考委員となる。
- (5) 印教連事務局長は、会議に列席し意見を述べることができる。
- 8 第6条関係 表彰にあたり、表彰状は印旛地区教育委員会連絡協議会の名をもって授与するものとする。

この内規は、平成25年11月15日、一部改正する。

この内規は、平成26年 2月 4日、一部改正する。

この内規は、平成27年 4月 1日、一部改正する。

この内規は、平成29年 7月21日、一部改正する。

この内規は、令和 2年 1月31日、一部改正する。

功 績 調 書

No.	学校名	職名・氏名	功 績				
1	立 学校	() ふりがな 氏 名					
		表彰区分 ()				経 歴	
		歳 昭和 年 月 日生 勤続年数 () 年 () 月					
No.	学校名	職名・氏名	功 績				
2	立 学校	() ふりがな 氏 名					
		表彰区分 ()				経 歴	
		歳 昭和 年 月 日生 勤続年数 () 年 () 月					
No.	学校名	職名・氏名	功 績				
3	立 学校	() ふりがな 氏 名					
		表彰区分 ()				経 歴	
		歳 昭和 年 月 日生 勤続年数 () 年 () 月					

【記入上の注意事項】

- ・文字サイズ，1行文字数は変更しないでください。
- ・経歴等で枠内に入らない場合は，行数を増やして結構です。
- ・功績欄は，8行でおさめてください。
- ・勤続年数は，年度末を基準日としてください。

様式 2 (記載例)

功 績 調 書

No.	学校名	職名・氏名	功 績		
1	北総市立 北総小学校	(校長) いんばいちろう 印 旛 一 郎	昭和〇〇年〇〇市立〇〇中学校教諭。管内中学校教諭、 △△市立△△中学校教頭、北総教育事務所指導主事を経て平成□□年から現職。この間・・・・・・・・ ・・・・・・(功績を記述)・・・・・・・・ のために尽力した功績は大である。		
	表彰区分 (2-1)		経 歴	昭和〇〇. 4 ~ 教諭 千葉中	この欄 は記載 しない
	58 歳 昭和 36 年 12 月 30 日生			平成〇〇. 4 ~ 教諭 船橋中	
	勤続年数 (33) 年 (0) 月			平成〇〇. 4 ~ 教頭 北総中	
No.	学校名	職名・氏名	功 績		
2	立 学校	() ふ り が な 氏 名			
	表彰区分 ()		経 歴		
	歳 昭和 年 月 日生				
	勤続年数 () 年 () 月				
No.	学校名	職名・氏名	功 績		
3	立 学校	() ふ り が な 氏 名			
	表彰区分 ()		経 歴		
	歳 昭和 年 月 日生				
	勤続年数 () 年 () 月				

※表彰区分については、「印旛地区教育委員会連絡協議会表彰規程」の第2条に基づくものとする。【例：第2条第1項に該当するものは、(2-1)】